

令和元年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年7月10日(水) 午後2時00分
- 2 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室
- 3 出席委員(12人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	5番	葉狩	健一	6番	福安	健	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	10番	藤原	康生	11番	寺坂	富雄	
	12番	竹下	るみ子	13番	山中	眞守	
- 4 欠席委員(2人)

4番	小川	啓介	7番	國岡	美保子
----	----	----	----	----	-----
- 5 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)
農地利用最適化推進委員

15番	前川	義則	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の決定
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 非農地等現況証明願の決定について
 - 議案第3号 農地の嵩上げ等事業の承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
 - 議案第5号 地籍調査に伴う農地の地目認定について
 - 第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
- 7 農業委員会事務局職員
事務局長 米本勝彦 書記 安道千景
- 8 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和元年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し12名の出席です。定足数を満たしておりますので総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。本日、第4回の農業委員会総会開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

智頭町におきましても水稻の作付けが主でありますけれども、土用干しと申しますか、これも終わって、いよいよ幼穂形成期になり、水をあて、稲熟期を向かへ収穫前と、これ9月の中旬頃から刈り取るという形が生まれてきておるようでございますが、天候具合を見ておりますと、関東地方、東北地方が今年は低温で、これによる被害がちょっと出るのではなかろうかなど。昨日、一昨日ですか、ちょっと確認しましたところ、5月の中旬頃の気候であると言われ、異常気象が続いておるのではないか思っているところがあります。

また、智頭町では取り組んでおりますけれども、先日の新聞を見ておりますと、人・農地プランの充実への工程表を作っていくというようなことで、農林水産省が、地域で話し合い、地域農業の将来を描く人・農地プランをより実効性のあるものに持って行きたいということを言っておりますが、農家へのアンケート、智頭町におきましては29年度アンケート調査を実施しまして、69パーセントの回収率。その中において、それぞれ集落の出た結果に基づいて集落ごとの会合を持っていただき、その中から色々ご意見を賜って、将来その集落内の農地集積を如何に進めていくかということではなかろうかなど。

このことについては、やはり以前から申しておりますように、この山間地においては集落営農を基軸に置いた取り組みが必要ではなかろうかと思っております。この場合において把握した場合、地図に全部落とすし入れて行く。その結果に基づいての農地集積が必要ではなかろうかなど、こういうことを申し上げているところでございます。

この関係につきましては、農地中間管理機構、農地集積バンク、これを通じた集積・集約化が過疎化に向け、関係関連法が先の通常国会において通過したということでございます。この改正を受けての、農水省のこのプランを実効あるものとするために、工程表を2020年末までにはそれぞれの地域、地域において作ってくれということが言われておるところであります。智頭町の場合は、アンケートにつきましては一応69パーセントという回収ができております。後は、出ていない方々においては、それぞれの集落でこの会合を持っていただきますと、欠席の方々の実態というものも集落内の意見交換においてその話が出てくるではなかろうかというふうに思っております。

	<p>ます。</p> <p>そこで、先ず農地利用のアンケートを取ると。それから現況把握、これが二番目に必要になってこようかと思えます。次に、先ほど申しましたように、農地集約の策定、このことが工程作業を進めて行って、先ほど言いましたように2020年の末までに、それぞれの地域、地域における工程表の作成を行ってくれと。これは新聞にも載っておりますし、国の農水からの通達もありましょうし、全国の農業会議、県の農業会議を通じて、各市町村の農業委員会にこの内容等々が通達されるものと思っております。このプラン作りをすることで地域集積協力金のうち、西部 集約協力金、それから「強い農業」「担い手作りの総合支援交付金」といったような補助金も出てくるということでございます。そのあたりのところを、智頭町におきましても、それぞれ担当の農業委員の皆さん、なおかつ、農地利用最適化推進委員の皆さんが地域、地域における集落座談会等々をもっていた中で、これから2020年末までにそれぞれの集落の意向というものをまとめていただき、農地地図に落とし入れていただく。落とし入れたものを、どのように集積と農地を守り活かす取り組みに活かして行くかというものが、我々に課せられた大きな使命ではなかろうかなと、こういう風に思っております。全体の協議も必要ですけれども、地区、地区の農業委員、最適化推進委員がそれに基づいての面張り対策を図っていただく。このことが必要になってこようかと思えます。二日ほど前の新聞を見ましたところ、そういう記事が載っております。以前、中間管理機構が70パーセントも、80パーセントも農地集積をされたということですが、実質は50パーセント程に終わってしまったと。それで中間管理機構も、一応5年経てば見直すのだということで今回見直しということで、通常国会においてもそれを踏まえた中での一応取り組み方向というものが示されたということでございますので、各農業委員の皆さん、最適化推進委員の皆さんはこのことについて、地区、地区における現状把握をしていただいた中での集落会合をもつていただき、取り組んでいただけたらと思っております。</p> <p>長々と話しましたが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、10番 藤原康生委員、11番 寺坂富雄委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>

<p>事務局長</p>	<p>日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものであります。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>番号1番です。申請地が、毛谷字上ミ河原往来ノ前104番1、畑で214㎡です。3条の有償所有権移転・売買となります。譲渡人が毛谷53番地2の●●●●さん、譲受人が智頭970番地の●●●●さんです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具は耕うん機を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、今後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は10aであり、70a以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜等を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所ですが、申請位置図をごらんください。1ページに位置図を示しておりますが、国道から川を挟んだ方の毛谷集落の中の農地でございます。2ページに公図を付けておりまして、3ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番の春摘要委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>3番</p>	<p>6月28日に、現地確認及び両名と話をしております。譲り受け云々には全て問題がありませんでした。ちょっと荒地に見えますけども、まだ畑としても使えそうかなど。</p> <p>余談ですが、譲受人さんも82歳と高齢で、今後本当にどうかなとは思ったんですけど、ご家族・親族と一緒に作られる意思があるということで、今後はより活用されるのではないかと思います。</p> <p>なお、分筆されている2番の方ですね。これ1番なんですけど、2番の方は河川改修の工事で土手となっております。土手のすぐ脇、これが対象の農地となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(「なし。」という者の声あり)
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、番号2について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号2番です。申請地が芦津字中河原479番1、田んぼで438㎡です。こちらは3条の無償移転となります。譲渡人が鳥取市雲山の●●●さん。譲受人も同じく鳥取市面影の●●●●さんとなります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具は草刈り等を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、贈与後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は10aであり、10a以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜等を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所でございますけれども、位置図の4ページに住宅地図で示しておりますけれども、芦津集落上側の道路沿い農地でございます。5ページに公図を付けておまして、6ページには現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>6月30日に双方の方と電話で話を聞き、現地も確認しました。本家から分家への贈与ということのようですけれども、元々は●●さんのお母さんが、この畑を借りて作っておられたということでした。ただ、お母さんが亡くなられてからは、近所の親戚の方と協力して耕作をしておられますけれども、この写真にありますように昨年ちょっと耕作をしておられなかったようです。今後は親戚と協力して耕作されるようです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(「なし。」という者の声あり)
議長(会長)	はい、それでは採決いたします。議案第1号 番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、番号3について、事務局の説明を求めます。
事務局長	番号3番です。申請地が大背字鳥居原野上2061番1、田んぼの1,117㎡。同じく2061番2、田んぼ、1,000㎡。同じく2062番、田んぼ、1,219㎡。同じく2067番、田んぼ、1,293㎡。4筆合わせまして4,629㎡です。こちらにも3条無償移転、贈与でございます。譲渡人が大背992番地の●●●●さん、譲受人が同じく●●●●さんとなります。親子間でございます。 農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、贈与後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は20aであり、50a以上ありますので問題ありません。 最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では水稻等を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 場所になりますけれども、位置図の7ページですが、五月田集落内の農地となります。8ページには公図を付けておりまして、黄色く示した農地が今回の申請地でございます、9ページが現況でございます。 以上でございます。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、12番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
12番	7月7日に●●さんにお会いしてきました。現地確認等しましたが、同居の息子さんですので、生前贈与ということで問題ないと思いました。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

	(「なし。」という者の声あり)
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。議案第1号 番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、番号3は原案のとおり決定いたしました。次に、番号4について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>番号4番です。申請地が西谷字皆地158番2、登記簿が田んぼ、現況が畑で、面積が24㎡です。こちらも3条の無償移転、贈与となります。譲渡人が西谷1099番地2の●●●さん、譲受人が西谷102番地1の●●●●さんです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等を保有され、農作業従事者数、通作についても問題ないと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、贈与後も効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請の下限面積は10aであり、50a以上ありますので問題ありません。</p> <p>最後に農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜等を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の10ページに位置を示しておりますけれども、白坪集落内の農地でございます。11ページには公図を付けておまして、12ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、14番 中澤一博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
14番	<p>先月末に、譲渡人の●●●さんにお会いし、話を聞きました。この土地はもう既に50年以上も前に石垣が積んであって、●●さんのところの一角に入っており、その当時から畑として作られておったそうでして、今更ここだけということではありませんし、一段高くなっておりますし、無条件で譲り渡すということだそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(「なし。」という者の声あり)</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、番号4は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の3ページでございます。</p> <p>申請番号1番。一筆目が横田字形部田74番。こちらは田んぼで314㎡。同じく二筆目が形部田75番1、畑で115㎡。二筆合わせまして429㎡となります。申請者が横田73番地の●●●さんで、非農地の事由としては、平成の初めの圃場整備の工事の際、部分的に工事用通路となり、それ以降宅地の一部として使用され現在に至るといふこととでございます。</p> <p>場所でございますけれども、13ページに位置図を示しておりますけれども、横田集落内、●●さんの本宅の隣りの農地でございます。14ページに公図を付けておまして、15ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、私1番 小林功が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をします。</p>
<p>1 番</p>	<p>6月28日の朝早く●さんのお宅に出向きました。お勤めの関係でお母さんの方に話を聞かせていただきました。県営の土地改良事業が、横田あたりは昭和の終わりから平成の初めに基盤整備をやられたと。その際に作業道が必要でしたが、作業道を付けることがなかったと。家の前が一段低かったそうですが、そこに作業道をつけて、横田から山田にかけての農地を基盤整備したということのようです。現在は建物も建っており庭木も植えてあり、尚且つ、当時は屋敷より約1メートル低かったところが、屋敷並みに嵩上げをしておられまして、一部は畑で残っておりますけれどもほとんど宅地転用になるということで、非農地の申請をされたものです。止むを得ないのではないかと判断しましたところと。以上です。</p>

議長(会長)	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2、4ページです、議案第3号「農地の嵩上げ等事業の承認について」を議題とします。</p> <p>農地の嵩上げ等について、申請書を下記のとおり受理したので承認を求めます。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>申請者が口波多206番地の●●●●さんです。申請地は口波多字塩谷口919番、田んぼの834㎡でございます。用途は嵩上げです。嵩上げの意向としましては、隣にある所有の農地と同じ高さまで嵩上げをして作業効率を高めたいということで、8月頃から来年にかけての工事として予定されておられます。</p> <p>場所でございますが、申請位置図の16ページにありますけれども、県道から川を挟んだ向こう側の農地でございます。17ページに公図を付けておりますが、黄色く示しております隣の920番が●●●●さんの所有農地になりまして、こちらの農地の高さまで嵩上げをされたいということです。18ページに現況の写真を付けておりますけれども、去年は米を作られました。今年はお休みでおられまして、隣の農地と50センチの高さがありますが、隣の農地並みに嵩上げされたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、11番 寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>7月8日に●さんに会って、この現地にも行ってみましたが、「見てみいな、この二つをするのにどうも効率が悪うてかなわんけ。8畝のが二つあるけ、それが1反半になるけえ、効率がよくなるけえ。」ということでした。別に問題ないと思います。</p> <p>以上です</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので。意見を求めるものです。</p> <p>議案第4号につきましては、番号13について、小宮山委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(小宮山委員退席 午後2時29分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>6月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。利用権設定面積ですが、田んぼが14,208㎡、畑が191㎡、合わせて14,399㎡であります。利用権を設定する者が6名、受ける者が8名となります。期間としては、3年から5年未満のものが689㎡、5年から10年未満のものが12,566㎡、10年以上のものが1,144㎡となります。</p> <p>6ページ、7ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>

	(質問、意見なし)
議長(会長)	ないようですので、それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 小宮山委員の復席を認めます。
	(小宮山委員復席 午後2時35分)
議長(会長)	次に、日程第2 議案第5号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。 地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	これにつきましては、実は智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。昨年度、地目変更の認定を行ったときにもれておったということで、追加で1筆の認定を求められたものです。 これは大字西谷字黒ノ田448番、畑、69㎡のところ、所有者が西谷507番地の●●●●●との連名のものでございます。こちらが、地籍調査したところ、山林であったということで、「農地以外の土地」ということでございます。現地等につきましては地区担当の中澤職務代理にも確認していただきまして、農地以外、山林であるとの確認をしていただきました。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長(会長)	ないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり認定することにいたしました。

<p>事務局長</p>	<p>次に、日程第3 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p> <p>それでは議案書の9ページ、10ページになります。公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用でございます。計5件でございます。それぞれ、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。後はご覧になっていただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時38分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和元年7月10日

智頭町農業委員会議長 小林 功

智頭町農業委員会委員 藤原 康生

智頭町農業委員会委員 寺坂 富雄